

1 指定(告示)年月日 平成27年 6月 4日

2 山梨県告示番号 第 196 号

整理番号	図書類名	発行所
1	実話ナックルズ 増刊レベル9 VOL.13	ミリオン出版
2	Boy's ピアス 5月号	マガジン・マガジン
3	Young Love Comic aya 5月号	宙(おおぞら)出版
4	裏モノJAPAN 6月号	鉄人社
5	無敵恋愛S*girl 5月号増刊 禁断LoversMAX VOL.13	ぶんか社
6	ヤングコミック 5月号	少年画報社
7	ミニシュガー5月号増刊 mini Berry vol.20	秋水社

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成27年 8月 6日

2 山梨県告示番号 第 270 号

整理番号	図書類名	発行所
1	Young Love Comic aya 7月号	宙(おおぞら)出版
2	裏モノJAPAN 8月号	鉄人社
3	EX MAX! (エキサイティングマックス!) 2015 8月号	ぶんか社
4	Boy's ピアス 7月号	マガジン・マガジン
5	月刊実話ドキュメント 8月号	マイウェイ出版
6	黄金のGT 8月号	マックス

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成27年10月8日

2 山梨県告示番号 第 326 号

整理番号	図書類名	発行所
1	絶対恋愛 Sweet 9月号	笠倉出版社
2	裏モノJAPAN 10月号	鉄人社
3	恋愛天国(パラダイス)10月号	竹書房
4	ヤバい悪グッズ 最新版 (裏モノJAPAN9月号別冊)	鉄人社
5	SUNエンタメMOOK TABOO! 全部見せます!お宝大発射祭	サン・メディアレッ プ(株)

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成27年12月14日

2 山梨県告示番号 第 423 号

整理番号	図書類名	発行所
1	恋愛宣言PINKY VOL. 33	秋水社
2	裏モノJAPAN 12月号	鉄人社
3	BOY'S ピアス 11月号	マガジン・マガジン
4	EX MAX! エキサイティングマックス! 2015 12月号	ぶんか社
5	Yonug Love Comic aya 11月号	宙(おおぞら)出版

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成28年2月8日

2 山梨県告示番号 第 37 号

整理番号	図書類名	発行所
1	mini Berry vol.24	秋水社
2	裏モノJAPAN 2月号	鉄人社
3	目からウロコのSEXテクニック 裏モノJAPAN 12月号別冊	鉄人社
4	Yonug Love Comic aya(アヤ) 1月号	宙(おおぞら)出版
5	実話ナックルズ 1月号	ミリオン出版

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成28年3月28日

2 山梨県告示番号 第 126 号

整理番号	図書類名	発行所
1	レベル9 VOL.18	ミリオン出版
2	mini Berry vol.25 ミニシュガー3月号増刊	秋水社
3	BOY'S ピアス禁断 2月号	サン・メディアレック(株)
4	裏モノJAPAN 4月号	鉄人社
5	増刊エキサイティングマックス！3月号	ぶんか社

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。